

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年六月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年六月二十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

|         |   |
|---------|---|
| 路線名     | 羽生外野栗橋線   |
| 供用開始の区間 | 羽生市東三丁目三三番五地先から<br>同市大字稲子字塚原二七番地先まで                                   |
| 供用開始の期日 | 令和四年六月二十一日  |
| 備考      | 令和元年七月十九日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示<br>第三号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長一<br>二五・〇〇メートル |